

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成29年4月27日付けで本件処分の一部を取り消す処分（以下「本件一部取消処分」という。）により取り消した部分を却下し、その余の部分を棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、請求人に対して、平成29年1月5日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

過去に、請求人が、受領した生命保険入院給付金等のほぼ全額を入退院費用等に充て、領収書も紛失したときに、当時のケースワーカーらは、請求人らの身体的理由を考慮し対処してくれた。今回も同様に取り扱っていただきたい。また、処分庁は、領収書

の紛失を返還請求の根拠とするようであるが、不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、本件一部取消処分により取り消された部分に係る審査請求は不適法であるから、行政不服審査法45条1項の規定を適用して却下し、その余の部分に係る審査請求は理由がないから、同条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年9月25日	諮問
平成29年10月20日	審議（第14回第3部会）
平成29年11月28日	審議（第15回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。
- 2 法29条1項は、保護の実施機関又は福祉事務所長は、保護の決定及び実施に必要があると認めるときは、要保護者の資産又は収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況について、銀行、信託会社、要保護者の雇主その

他関係人に対し、報告を求めることができるとする。

- 3 法61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

なお、収入に関する申告に当たっては、「収入を得る関係先、収入の有無、程度、内容等について行わせるものとし、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること」とされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。なお、この次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である。）第8・1・(3)）。

- 4 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5・答(1)によれば、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の

趣旨を全うしようとするものであるところ（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例）、同条の「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」小山進次郎著649頁）。

5 ところで、法63条が「保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還」をしなければならないとし、福祉事務所長による返還金額の算定を認めているところ、返還金額の決定に際しては、下記のように、収入認定の対象としないもの及び自立更生の観点から返還の対象としないもの等が定められている。

(1) 次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、保護における収入認定に当たって、保護の実施機関は、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を認定することとされており、そこから、保険金その他の臨時的収入のうち、世帯合算額が月額8,000円以内のものは収入として認定されないこととなる（なお、当該世帯合算額を以下「臨時収入控除額」という。）。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。なお、この局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である。）第8・2・(4)柱書によれば、「補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必

要経費として控除して差しつかえない」とされている（なお、処分庁が、本件給付金の請求に要する費用として認めた診断書代を以下「診断書代」という。）。

- (3)ア また、問答集問13-5・答(2)の柱書によれば、「保護商品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」と、また、同答(2)・ウによれば、「当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、課長通知第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額」とされている。

なお、上記の「課長通知」とは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」といい、次官通知、局長通知及び課長通知を併せて「次官通知等」という。なお、この課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である。）を指す。

- イ そして、課長通知第8の40の答(2)・イによれば、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける保険金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」（次官通知第8・3・(3)・オ）のうち、「当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額」が挙げられている。

なお、上記の「医療扶助基準」とは、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助基準」という。なお、この医療扶助基準は、地方自治法245条の9第

1 項及び 3 項の規定による処理基準である。) を指す。

ウ なお、医療扶助基準による医療に要する経費に該当するものであれば、次官通知にいう「自立更生のために当てられる」もの及び局長通知にいう「自立更生のための用途に供されるもの」に該当するものと解される。

エ また、上記イの取扱いが認められるためには、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日付社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等通知」という。）1・(1)・③によれば、当該経費の支出について「事前に実施機関に相談があった場合に限」る。「ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限」とされ、そして、「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成 20 年 4 月 4 日付社保発第 0404001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「移送費審査等通知」という。）5・(2)によれば、タクシー等による移送の場合について、通院先までの一般的な金額や平均所要額により移送費の給付を行って差し支えないとされている。

(4) 費用返還等通知 1・(1)・柱書によれば、「法 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除しても差し支えない。」とし、また、同・④・(イ)によれば、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」とし、ただし、「贈与等により当該世帯以外のために充てられた額」

等は除くとしている。

6 以上の法令等の定めをもとに、本件処分について以下検討する。

(1) 本件処分のうち、本件一部取消処分により取り消された部分に係る審査請求について

処分庁は、平成29年4月27日付けで本件処分の返還金額272,940円のうち263,980円を超える部分(8,960円)の決定を取り消しており、請求人は、当該部分の取消しを求める法律上の利益を失ったというべきであるから、本件審査請求のうち当該部分の取消しを求める部分は、不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして却下を免れない。

(2) 本件処分のうち、上記(1)以外の部分に係る審査請求について

ア 処分庁は、本件収入申告書等、また、再調査の結果により、請求人が平成28年5月13日及び同月26日に受給した本件給付金の額(計312,960円。内訳：4月分126,480円・5月分186,480円)から、臨時収入控除額(別紙4。計16,000円。各月8,000円)、診断書代(同。計12,960円。各月6,480円)及び本件タクシー等費用(同。計20,020円。内訳：4月分12,360円・5月分7,660円)の合計額である変更控除額(計48,980円。内訳：4月分26,840円・5月分22,140円)を減じて得た変更後の返還額(計263,980円。内訳：4月分99,640円・5月分164,340円)について、各控除後の金額を各該当月の請求人の収入に該当すると認定したところ、それぞれの額が各当該月の支給済保護費(計3,253,620円。内訳：4月分1,731,712円・5月分1,521,908円)をいずれも超えなかったことから、本件給付金から変更控除額を控除した後の額に相当する支給済保護費を法63条の規定に基づ

く返還金額として決定したことが認められる。

イ　ところで、本件処分においては、変更控除額のうち、本件タクシー等費用が、法63条の規定に基づく要返還額から控除すべき額に該当するといえるか問題となるので、以下検討する。

(ア) まず、本件タクシー等利用は医療扶助基準にいう移送に相当することから、本件タクシー等費用は、移送の給付に伴う経費として、「医療に要する経費」に該当するものと認められる。

そして、処分庁が、本件タクシー等費用が、本件給付金からの控除を認められるためには、次官通知等により、それらの費用が「自立更生のため」に支出されるものでなければならないとされているところ、各々の費用は「自立更生のため」に支出されるものに相当するものであると解される(5・(3)・ウ)。

したがって、本件タクシー等費用について、処分庁が、本件給付金から除算できる費用の対象に当たると判断したことは、次官通知等の定めに反したものであるということとはできない。

(イ) 次に、費用返還等通知においては、本件給付金からの除算が許容されるためには、「事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情」があることが必要であるところ(5・(3)・エ)、本件妻の入院の事由が腎臓又は尿路の感染症ないし腎結石症に係るものであることから、上記疾病は高熱や下半身に激痛を伴うものであることを踏まえ、電車・バスによる移送には困難を伴い、また、移動には迅速性が求められるといった事情が認められるとし、処分庁が、これらの支出について、請求人には「事後に相

談があったことについて真にやむを得ない事由」があると判断したものと認められ（同・7・(3)）、当該判断について違法・不当な点はない。

(ウ) さらに、移送費審査等通知は、タクシー等による移送について、通院先までの一般的な金額や平均所要額により移送費の給付を行って差し支えないとするところ（5・(3)・エ）、本件タクシー等費用の決定に当たり、処分庁が、上記イの判断に基づき、タクシー料金等を自ら調査確認し、その結果を経費に係る挙証資料としたものと認められ、そこにも違法・不当な点はない。

(エ) したがって、処分庁が、本件タクシー等費用計20,020円を控除額として認定したことについて、違法・不当な点はない。

(3) 以上の検討のほか、本件一部取消処分により控除すべき額が変更された結果、本件処分は違算もなくなったと評価できるから、処分庁が、本件給付金額から変更控除額を控除して得た変更返還額をそれぞれ各該当月の請求人の収入に該当すると認定し、それぞれの額が各該月の支給済保護費をいずれも超えていなかったことから、それぞれの額に相当する支給済保護費を法63条の規定に基づき返還すべきものとした本件処分に違法・不当な点はない。

なお、付言するに、申請経費内訳のうち、本件タクシー等費用として上記(2)のとおり認められるもの以外については、支出の裏付けがないほか、別紙1(2)ないし(7)の項目が控除の対象となるものとは認められない。

7 請求人は、上記(第3)のとおり主張するが、上記1ないし6に述べたとおり、本件処分に違法・不当な点はなく、請求人の主張は本件処分の適法性及び妥当性に影響を与えるものではない。

- 8 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1から別紙4まで(略)